

◆◆◆コンテンツ◆◆◆

- 1 令和7年度育児・介護休業法等、労働関連法制の改正について
- 2 2023年度 社会福祉法人の経営状況について（WAMリサーチレポート）
- 3 最近の経営相談から（情報提供）

1 令和7年度 育児・介護休業法等、労働関連法制の改正について

(1) 育児・介護休業法の改正（令和7年4月1日より段階的に施行）

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われ、令和7年4月1日以降段階的に施行されます。本改正については、No.175でも情報提供し、すでに必要な規程改正を理事会に諮る準備をされている法人も多いかと思いますが、改正に関わることから再度周知いたします。詳細は、厚労省リーフレット等をご確認ください。

令和7年4月1日から施行

- ①子の看護休暇の見直し（対象となる子及び取得事由の拡大、労使協定による継続雇用期間6カ月未満除外規定の廃止、名称変更）
- ②所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大（請求可能となる労働者の対象拡大）
- ③短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加 *代替措置として選択する場合は規程等見直し
- ④育児のためのテレワーク導入（3歳未満の子を養育する労働者対象、努力義務化）
- ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大（従業員数1000人超→300人超）
- ⑥介護休暇を取得できる労働者の要件緩和（労使協定による継続雇用期間6カ月未満除外規定の廃止）
- ⑦介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ⑨介護のためのテレワーク導入（努力義務化）

令和7年10月1日から施行

- ⑩柔軟な働き方を実現するための措置等
- ⑪仕事と育児の両立に関する個別の意向徴取・配慮

◆厚労省リーフレット

「育児・介護休業法 改正のポイントのご案内 令和7年4月1日から段階的に施行」

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

◆厚労省HP 育児・介護休業等に関する規則の規定例

→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

(2) 障害者雇用関係

障害者を法定雇用率が令和6年4月より引上げられていることはご承知のとおりです。法定雇用率は、

令和8年7月に現行の2.5%から2.7%に引上げが予定されています。

また、障害者を雇用することが困難な業種・職種において、雇用義務を軽減するための「障害者雇用除外率」が令和7年4月1日より一律10%引下げとなります。この中には、介護老人保険施設や児童福祉業、幼保連携型認定こども園も含まれています。

◆厚労省リーフレット「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

(3) 雇用保険関係

自己都合退職者の給付制限の見直し、教育訓練休暇給付金創設、高年齢雇用継続給付金の見直しのほか、雇用保険料率の改定（引下げ）他の改定が予定されています。

2 2023年度社会福祉法人の経営状況について（WAMリサーチレポート）

福祉医療機構では、2023年度社会福祉法人の経営状況を公表しています。

これによると、低下傾向が続いていたサービス活動増減差額比率が上昇し、赤字法人割合が縮小していることがうかがえますが、いずれの事業主体においても離職率が上昇しています。

◆福利医療機構 HP

⇒ https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/250311_No013.pdf

3 最近の経営相談から（情報提供）

都税事務所から「法人本部の償却資産を申告するように求められた」「法人本部の土地・建物に固定資産税を課税するといわれた」というご相談が、最近入ってきています。法人本部（業務）は社会福祉事業そのものではありませんが、社会福祉事業を実施するために必要不可欠です。都税事務所では、この点について見解が異なるようです。

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 9～17時／土日祝日・年末年始休み

東京都内の社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に係る幅広い相談をお受けしております。相談内容に応じて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・税理士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>



(東社協 HP→[目的から探す](#)福祉現場に向けた取組み→2.福祉施設・事業所の経営相談、経営支援)